

パブリック・コメント「第2期北本市スポーツ推進計画(案)」に対する意見と市の考え方

実施期間:令和4年12月28日～令和5年1月27日まで

No	意見(要約)	市の考え方(回答)
1	<p>スポーツの推進においては、スポーツ少年団の拡大とそれを支える学校開放制度が重要と考えるが以下、課題とされます。</p> <p>1 スポーツ少年団本部の役割 現在のスポーツ少年団の勧誘等は、単位団に任せられているが、本部は勧誘活動等何もしていない。団員からの会費で可能ではないか。</p> <p>2 学校開放制度について ・各学校で融雪剤等の費用負担の規則が違っており、不公平である。 ・利用の可否判断が厳しい。性悪説で決められており、利用を促進しているとは思えない。</p>	<p>1 スポーツ少年団本部の役割 広報活動につきましては、各団の活動内容や連絡先を掲載したリーフレットを作成し全小学生に配布等を行っております。</p> <p>2 学校開放制度について ・各学校の融雪剤等の費用負担につきましては、各グラウンドの状況により、融雪剤の使用量が異なるため、差異がでていたものとします。 ・施設利用の可否判断につきましては、その時々々の施設や感染の状況及び学校からの意見等を踏まえて、教育委員会や学校開放連絡協議会等関係者と検討し、判断しております。</p>